

# 総務文教常任委員会議案

平成27年9月4日

市民会館大会議室

## 1. 付託案件審査について

- (1) 陳情第4号 「マイナンバー制度の施行中止・撤回を求める意見書の提出を求める陳情書」について

## 2. 所管事務調査について

### 1) 報告事項

#### (総務部)

- ① 平成27年恵庭市貢献者及び善行者表彰について (総務課)
- ② 番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について (総務課)
- ③ 8月11日～13日の大雨等による被害状況等について (基地・防災課)
- ④ 平成27年度普通交付税の算定結果について (財政課)
- ⑤ 恵庭市基金の再編(総合的見直し)について (財政課)
- ⑥ 市有地(恵み野北5丁目用地)の利活用について (財政課)

#### (企画振興部)

- ⑦ 恵庭市人口ビジョン・総合戦略骨子(案)について (企画・広報課)
- ⑧ 平成27年国勢調査の実施について (企画・広報課)
- ⑨ 「えにわ・自転車散歩2015」について (まちづくり推進課)
- ⑩ 「恵庭市空き家・空き地バンク」の見直しについて (まちづくり推進課)

#### (教育部)

- ⑪ 発達障がいにかかる通級指導教室について《当日配布》 (教育総務課)
- ⑫ 柏地区生涯学習施設整備事業について (社会教育課)

## 3. その他

# 総務文教常任委員会報告資料

平成27年9月4日

番号	報告案件	提出部課名	
1	平成27年恵庭市貢献者及び善行者表彰について	総務部	総務課
2	番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	総務部	総務課
3	8月11日～13日の大雨等による被害状況等について	総務部	基地防災課
4	平成27年度普通交付税の算定結果について	総務部財務室	財政課
5	恵庭市基金の再編(総合的見直し)について	総務部財務室	財政課
6	市有地(恵み野北5丁目用地)の利活用について	総務部財務室	財政課
7	恵庭市人口ビジョン・総合戦略骨子(案)について	企画振興部	企画・広報課
8	平成27年国勢調査の実施について	企画振興部	企画・広報課
9	「えにわ・自転車散歩 2015」について	企画振興部	まちづくり推進課
10	「恵庭市空き家・空き地バンク」の見直しについて	企画振興部	まちづくり推進課
11	発達障がいにかかる通級指導教室について	教育部	教育総務課
12	柏地区生涯学習施設整備事業について	教育部	社会教育課

## 番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の 制定について

### 1 条例の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が平成 25 年 5 月に公布され、すべての国民に「個人番号」が付番されることに伴い、本年 10 月から全市民に「通知カード」が郵送されます。平成 28 年 1 月からは市町村に申請した市民に対して「個人番号カード」の発行が予定されております。

番号法では、第 9 条第 2 項において個人番号の利用が、第 19 条第 9 号において特定個人情報の提供が、地方公共団体に対し条例で定めることが求めていることから、本条例を制定するものであります。

### 2 条例の概要

#### ○個人番号の利用

条例別表第 1 及び別表第 2 に規定します。

別表第 1 (独自利用事務) 【16 の事務を予定】	番号法に規定されていない市町村で独自に利用する事務に個人番号を利用できる範囲を規定
別表第 2 (庁内連携事務) 【37 の事務を予定】	番号法に規定されている事務であって番号法で使用することができる特定個人情報以外の情報及び市町村で独自に利用する事務に係る特定個人情報を庁内連携できる範囲を規定

#### ○特定個人情報の提供

条例別表第 3 に規定します。

別表第 3 (団体内他機関連携) 【4 の事務を予定】	市と教育委員会の間で特定個人情報の提供を行うことができる事務及びその範囲を規定
--------------------------------	---

### 3 条例の施行日等

番号法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の日(平成 28 年 1 月 1 日)から施行します。  
施行するまでの間においても準備行為を可能としております。



## 行政手続における特定の個人を識別するための番号の

## 利用等に関する法律（一部抜粋）

平成25年法律第27号

### （利用範囲）

#### 第9条（略）

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

#### 3～5（略）

### （特定個人情報の提供の制限）

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

#### (1)～(8)（略）

(9) 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

#### (10)～(14)（略）

●独自利用事務(16の事務を予定)

別表第1

項	事 務
1	恵庭市子ども医療費助成に関する条例(昭和48年条例第35号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2	恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第36号)による重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3	恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
4	私立幼稚園就園奨励費補助に関する事務であって規則で定めるもの
5	恵庭市遺児手当支給条例(昭和49年条例第18号)による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6	児童福祉施設入所児童に対する面会旅費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7	人工透析患者通院交通費助成に関する事務であって規則で定めるもの
8	重度障がい者タクシー料金助成に関する事務であって規則で定めるもの
9	障がい者等医療的ケア支援に関する事務であって規則で定めるもの
10	在宅支援住宅改修事業に関する事務であって規則で定めるもの
11	生きがい活動支援通所事業に関する事務であって規則で定めるもの
12	高齢者生活管理指導短期入所事業に関する事務であって規則で定めるもの
13	高齢者生活管理指導員派遣事業に関する事務であって規則で定めるもの
14	恵庭市営住宅条例(平成9年条例第18号)による市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
15	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
16	恵庭市高等学校等入学準備金支給条例(平成27年条例第10号)による入学準備金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

●庁内連携事務（37の事務を予定）

別表第2

項	事 務
1	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの
3	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
4	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
6	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの
7	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの
8	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの
9	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
10	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
11	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
12	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの
13	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
14	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

項	事 務
15	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
16	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導若しくは健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導又は養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は徴収に関する事務であって規則で定めるもの
17	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
18	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
19	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であって規則で定めるもの
20	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
21	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
22	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
23	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
24	恵庭市子ども医療費助成に関する条例による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
25	恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
26	恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
27	私立幼稚園就園奨励費補助に関する事務であって規則で定めるもの
28	恵庭市遺児手当支給条例による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

項	事 務
29	児童福祉施設入所児童に対する面会旅費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
30	人工透析患者通院交通費助成に関する事務であって規則で定めるもの
31	重度障がい者タクシー料金助成に関する事務であって規則で定めるもの
32	障がい者等医療的ケア支援に関する事務であって規則で定めるもの
33	在宅支援住宅改修事業に関する事務であって規則で定めるもの
34	生きがい活動支援通所事業に関する事務であって規則で定めるもの
35	高齢者生活管理指導短期入所事業に関する事務であって規則で定めるもの
36	高齢者生活管理指導員派遣事業に関する事務であって規則で定めるもの
37	恵庭市営住宅条例による市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの

●団体内他機関連携（４の事務を予定）

別表第３

項	事 務
1	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの
3	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの（２に掲げる事務を除く。）
4	恵庭市高等学校等入学準備金支給条例による入学準備金の支給に関する事務であって規則で定めるもの



8月11日～13日の大雨等による被害状況等について(報告)

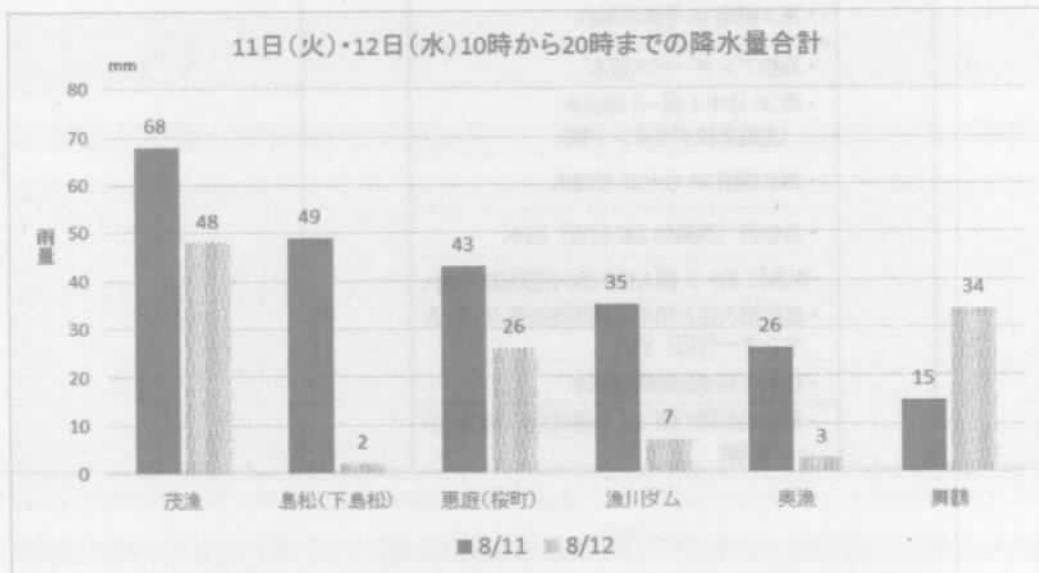
1 警報等の発表状況

月日	発表時刻	気象警報・注意報等	備考
8/11	10:36	【発表】大雨警報(浸水害)	【継続】雷、濃霧注意報
	13:30	【発表】大雨警報(土砂災害)、洪水注意報	【継続】大雨警報(浸水害)、雷、濃霧注意報
	18:25	【解除】大雨警報、洪水注意報	【継続】大雨注意報、雷、濃霧注意報
8/12	04:53	【発表】大雨注意報	
	13:43	【発表】大雨警報(浸水害)	【継続】雷、濃霧注意報
	15:15	【発表】大雨警報(土砂災害)	【継続】大雨警報(浸水害)、雷、濃霧注意報
	20:22	【解除】大雨警報	【継続】大雨注意報、雷、濃霧注意報
8/13	08:11	【発表】大雨、雷注意報	【解除】濃霧注意報
	14:01	【発表】大雨警報(土砂災害、浸水害)	【継続】雷注意報
	17:28	【解除】大雨警報	【継続】雷注意報

2 8月11日(火)～13日(木) 10時から20時までの降水量

(1) 降水量合計

地点名	地点所在地	8/11(火)	8/12(水)	8/13(木)
		降水量合計(ミリ)	降水量合計(ミリ)	降水量合計(ミリ)
茂漁	大町161番地先河川敷	68	48	0
島松	下島松	49	2	0
恵庭	桜町149	43	26	0
漁川ダム	漁平	35	7	0
舞鶴	漁太121番地	15	34	0
奥漁	盤尻国有林	26	3	0



(2) 最大1時間降水量

地点名	地点所在地	8/11 (火)	8/12 (水)	8/13 (木)
		最大1時間降水量(ミリ)	最大1時間降水量(ミリ)	最大1時間降水量(ミリ)
島松	下島松	4.8 (13:00)	2 (20:00)	0
恵庭	桜町149	2.8 (14:00)	1.2 (14:00)	0
漁川ダム	漁平	1.5 (13:00)	3 (14:00)	0
奥漁	盤尻国有林	1.5 (15:00)	1 (13:00)	0
舞鶴	漁太121番地	8 (15:00)	1.7 (18:00)	0
茂漁	大町161番地先河川敷	6.7 ※12:00~14:00 2時間	3.5 (14:00)	0

3 被害状況

(1) 大雨被害

区分	8/11 (火)		8/12 (水)	
	件数	発生場所等	件数	発生場所等
①人的被害	なし		なし	
②住宅被害	なし		なし	
③公共施設被害	なし		7箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柏陽中学校 倒木</li> <li>・ # フェンス倒れ</li> <li>・島松小学校 倒木</li> <li>・恵み野中学校屋外物置屋根・シャッター破損</li> <li>・恵み野中学校グラウンド土砂流出</li> <li>・恵庭中学校グラウンド土砂流出</li> <li>・中島公園庭球場冠水による人工芝の剥離</li> </ul>
④道路被害	11箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南20号(中5線~柏木川)土砂流出</li> <li>・道道1別恵庭線恵み野から北広島間の一部冠水</li> <li>・東3線南16号法面崩れ</li> <li>・島松アンダーパス冠水</li> <li>・南20号中4線~5線冠水(恵庭北校グラウンド横)</li> <li>・西8線南20号~21号冠水</li> <li>・島松沢(西島松240付近)冠水</li> <li>・西島松359-2個人住宅取付道路法面崩れ</li> <li>・恵南柏木通と柏木工業団地交差点(給食センター付近)冠水</li> <li>・柏木町高速道路側道冠水</li> <li>・補給処前線の南23号橋付近の道路横が一部崩壊</li> </ul>	2箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南21号島松線(中の沢)道路横の法面一部崩壊</li> <li>・南16号恵庭線(東3線交差点付近)で排水路側に法面の一部が崩壊</li> </ul>

## (2) 雷被害

区分	8/11 (火)		8/12 (水)	
	件数	発生場所等	件数	発生場所等
①公共施設被害	7箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルセンター・プラスチック減容保管施設内の分電盤故障</li> <li>・ごみ処理場内散気プロア室のポンプ制御回路故障</li> <li>・恵み野教員住宅 受水槽分電盤故障</li> <li>・消防署島松出張所 内線電話故障</li> <li>・消防署島松出張所 外線電話故障</li> <li>・消防署島松出張所 温水用加圧給水ポンプ故障</li> <li>・消防署島松出張所 地下タンク液面計故障</li> </ul>	2箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盤尻「山の家」地下水汲み上げポンプ故障</li> <li>・恵み野小学校電話機故障</li> </ul>

## (3) ライフライン

区分	8/11 (火)		8/12 (水)	8/13 (木)
	件数	発生場所等	件数	件数
①電気	2地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>■下島松 (63戸)</li> <li>・覚知時刻 13:00 復旧時刻 14:00</li> <li>■西島松 (36戸)</li> <li>・覚知時刻 14:15 復旧時刻 15:38</li> </ul>	異常なし	異常なし
②水道	異常なし		異常なし	異常なし
③電話	異常なし		異常なし	異常なし

## (4) 公共交通機関

区分	8/11 (火)		8/12 (水)	8/13 (木)
	状況		状況	状況
①JR	13:15 JR恵庭-島松間運転見合わせ → 14:05 復旧		通常運行	通常運行
②エコバス	12:35 島松アンダーパス全面通行止めにより迂回運転 → 14:45 復旧		通常運行	通常運行
③道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島松アンダーパス ※12:45 ~ 14:45 全面通行止め</li> <li>・南20号中4線~5線 ※13:42 ~ 14:35 全面通行止め</li> <li>・西8線南20号~21号 ※14:00 ~ 13日 11:30 全面通行止め</li> </ul>		通行規制なし	通行規制なし

## 4 避難状況

区分	8/11 (火)	8/12 (水)	8/13 (木)
避難勧告、避難指示、自主避難	なし	なし	なし

5 市の対応状況

区 分	8/11 (火)	8/12 (水)	8/13 (木)
市内パトロール出動 (建設部)	12:15	12:55	—
災害警戒本部 設置	10:36	13:43	14:01
関係機関へ状況報告 (石狩振興局、千歳警察署、北恵庭駐屯地)	10:50	13:55	14:10
職員自宅待機指示	17:15	17:15	—
災害警戒本部 解除 (職員自宅待機解除)	18:25	20:22	17:28
関係機関へ災害警戒本部解除の報告 (石狩振興局、千歳警察署、北恵庭駐屯地)	18:30	20:30	17:33

図表 1 (表)

項目	内容	実施日時	実施場所	実施者
市内パトロール出動	市内パトロール出動	8/11 12:15	市内	建設部
災害警戒本部設置	災害警戒本部設置	8/11 10:36	市庁舎	建設部
関係機関へ状況報告	関係機関へ状況報告	8/11 10:50	市庁舎	建設部
職員自宅待機指示	職員自宅待機指示	8/11 17:15	市庁舎	建設部
災害警戒本部解除	災害警戒本部解除	8/11 18:25	市庁舎	建設部
関係機関へ災害警戒本部解除の報告	関係機関へ災害警戒本部解除の報告	8/11 18:30	市庁舎	建設部

図表 2 (表)

項目	内容	実施日時	実施場所	実施者
市内パトロール出動	市内パトロール出動	8/12 12:55	市内	建設部
災害警戒本部設置	災害警戒本部設置	8/12 13:43	市庁舎	建設部
関係機関へ状況報告	関係機関へ状況報告	8/12 13:55	市庁舎	建設部
職員自宅待機指示	職員自宅待機指示	8/12 17:15	市庁舎	建設部
災害警戒本部解除	災害警戒本部解除	8/12 20:22	市庁舎	建設部
関係機関へ災害警戒本部解除の報告	関係機関へ災害警戒本部解除の報告	8/12 20:30	市庁舎	建設部

図表 3 (表)

項目	内容	実施日時	実施場所	実施者
市内パトロール出動	市内パトロール出動	8/13	市内	建設部
災害警戒本部設置	災害警戒本部設置	8/13 14:01	市庁舎	建設部
関係機関へ状況報告	関係機関へ状況報告	8/13 14:10	市庁舎	建設部
職員自宅待機指示	職員自宅待機指示	8/13	市庁舎	建設部
災害警戒本部解除	災害警戒本部解除	8/13 17:28	市庁舎	建設部
関係機関へ災害警戒本部解除の報告	関係機関へ災害警戒本部解除の報告	8/13 17:33	市庁舎	建設部

# 平成27年度普通交付税の算定結果について

平成 27 年 9 月 4 日  
 総務文教常任委員会資料  
 (総務部財務室財政課)

4

2015/8/27 8:38 PM

年度	区分	基準財政需要額					個別算定 (公債費除く) (A)	うち事業費 補正分	地域の元金創出 事業費 (B)	地域経済 基盤強化・ 雇用等対策費 (C)	個別算定 (公債費) (D)	包括算定 (E)	臨時増額特別 事業費 A+B+C+D+E (F)→人口減少	臨時財政 対衝債(G)	F-G (H)	繰越額 (I)	合計 H+I (U)
		個別算定 (公債費除く)	うち事業費 補正分	地域の元金創出 事業費 (B)	地域経済 基盤強化・ 雇用等対策費 (C)	個別算定 (公債費) (D)											
26	算定額	8,636,502		164,589	138,831	949,339	1,691,209	10,327,711		1,691,209	12,619,949	1,238,157	11,381,792			11,381,792	
	伸率	9,675,981	1,039,479	164,589	138,831	949,339	1,691,209	12,619,949		1,691,209	12,619,949	1,238,157	11,381,792			11,381,792	
27	予算 見積額	8,534,562		470,564	52,266	881,581	1,675,915	10,210,477		1,675,915	12,586,035	1,001,000	11,585,035			11,585,035	
	伸率	9,505,709	971,147	470,564	52,266	881,581	1,675,915	10,210,477		1,675,915	12,586,035	1,001,000	11,585,035			11,585,035	
27	結果	9,024,379		389,980	113,779	882,648	1,703,017	13,084,082		1,703,017	13,084,082	1,118,672	11,965,410		24,868	11,990,278	
	伸率	9,994,658	970,279	389,980	113,779	882,648	1,703,017	13,084,082		1,703,017	13,084,082	1,118,672	11,965,410	24,868	#DIV/0!	11,990,278	
27対26 比較	結果	318,677	△ 69,200	225,391	△ 25,052	△ 66,691	11,808	464,133	△ 11,808	464,133	△ 11,808	583,618	608,486			608,486	
	伸率	488,949	△ 868	△ 80,584	117.7%	0.1%	0.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	9.7%	5.1%	5.1%	#DIV/0!	5.3%	
27対26 比較	結果	488,949	△ 868	△ 80,584	117.7%	0.1%	0.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	9.7%	5.1%	5.1%	#DIV/0!	5.3%	
	伸率	5.1%	-0.1%	-17.1%	117.7%	0.1%	0.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	9.7%	5.1%	5.1%	#DIV/0!	5.3%	

-0.9%

-1.2%

年度	区分	基準財政収入額			調整額 (O)	普通交付税 N+O (P)	特別交付税 (Q)	交付税総額 P+Q (R)	普通交付税 + 臨時財政対衝債 G+P (S)	交付税総額 + 臨時財政対衝債 G+R (T)
		収入額 (K)	繰越額 (L)	合計 K+L (M)						
26	算定額	6,492,539		6,492,539	△ 9,019	4,880,234	579,270	5,459,504	6,118,391	6,697,661
	伸率	6,792,320		6,792,320	△ 715	4,792,000	377,000	5,169,000	5,793,000	6,170,000
27	予算 見積額	6,753,685	△ 4,323	6,749,362	△ 13,621	5,227,295	未定	5,227,295	6,345,967	6,345,967
	伸率	6,753,685	△ 4,323	6,749,362	△ 13,621	5,227,295	未定	5,227,295	6,345,967	6,345,967
27対26 比較	結果	261,146		256,823	△ 4,602	347,061	△ 579,270	△ 232,209	227,576	△ 351,694
	伸率	4.0%		4.0%	51.0%	7.1%	-100.0%	-4.3%	3.7%	-5.3%
27対26 比較	結果	△ 38,635		△ 42,958	△ 12,906	435,295	△ 377,000	58,295	552,967	175,967
	伸率	-0.6%		-0.6%	1805.0%	9.1%	-100.0%	1.1%	9.5%	2.9%

## 平成27年度 普通交付税における錯誤について

### 今回算定された社会福祉費

費 目	本年度需要額	前年度需要額
社会福祉費	1,795,042	1,489,223

### 本来算定されるべき社会福祉費

費 目	本年度需要額	前年度需要額
社会福祉費	1,482,109	1,489,223

差 312,933

年度	区分	基準財政需要額						合計 D+E (F)
		個別算定 (公債費除く) (A)	うち事業費 補正分	臨時債振替前 需要額 (B)	臨時財政 対策債 (C)	B-C (D)	錯 誤 (E)	
27	結果	8,711,446	-9,024,379	10,414,463	-10,727,396	11,652,477	24,868	11,677,345
		9,681,725	-9,994,658	970,279	-13,084,082	1,118,672	-11,965,410	11,990,270
	対予算伸率	5.1%	-0.1%	4.0%	11.8%	3.3%		3.5%

年度	区分	基準財政収入額			交付基準額 F-1 (J)	調整額 (K)	普通交付税 J+K (L)	普通交付税 + 臨時財政対策債 C+L
		収入額 (G)	錯 誤 (H)	合計 G+H (I)				
27	結果	6,753,685	△ 4,323	6,749,362	4,927,983	△ 13,621	4,914,362	6,033,034
		6,753,685	△ 4,323	6,749,362	-5,240,916	△ 13,621	-5,227,295	-6,345,967
	対予算伸率	-0.6%		-0.6%	9.4%		9.1%	9.5%

## 恵庭市基金の再編(総合的見直し)について

### 1. 基金再編(総合的見直し)に向けた取り組み

基金については、「寄附者の意向の具現化」や「機動的な財源充当」が出来ていないなど、諸課題について、議会においても議論されてきました。

本年度、基金を取り巻く課題の解決を図り、財源として有効に使うことができるよう、全ての基金を対象に、時代の変遷に伴う設置目的の妥当性や長引く低金利など社会情勢の変化に伴う基金の活用方法などについて確認・見直しを行い、新たな行政課題に対応できるよう基金の新設、廃止、統合について検討を重ね、全4回の全庁会議を経て下記のとおり再編する見直し案を策定いたしました。

### 2. 基金再編案

現行基金名	再編後基金名	再編要旨 (H27年度末残高見込)
財政調整基金 減債基金	財政調整基金	財政調整基金と減債基金を統合。 (2,118,850千円)
庁舎建設基金 公共施設修繕基金 生涯学習施設建設基金	公共施設等管理保全基金	庁舎建設基金・生涯学習施設建設基金・公共施設修繕基金を統合。 公共施設に加え、他の施設にも活用できるよう目的を拡大。 体育施設に係る積立て分はスポーツ振興基金へ移管。 (243,647千円)
水と緑と花のまちづくり推進基金 まちづくり基金	まちづくり推進基金	水と緑と花のまちづくり推進基金とまちづくり基金を統合させ、 他の基金を充てて実施する事業以外のまちづくりの推進に資する 事業に活用。 (253,556千円)
(新設)	特定防衛施設周辺整備 調整交付金基金	平成28年度からのソフト事業のため、調整交付金を原資とした 基金を新設する。 (一 千円)
(新設)	廃棄物処理施設 環境保全基金	廃棄物処理施設に起因する風評被害等の防止対策等に係る基金と して新設する。 (0千円)
子育て基金	子育て基金	従前同様。 (7,704千円)
福祉施設建設基金 地域福祉基金	社会福祉事業推進基金	福祉分野のハード系ソフト系基金を統合。 (379,945千円)
スポーツ振興基金	スポーツ振興基金	スポーツ振興まちづくり条例によるスポーツを活かした活力ある まちづくりに活用するため、目的を変更。 公共施設修繕基金から体育施設に係る積立て分(61,584千円)



		を移管。 (107,649千円)
農業振興基金	農業振興基金	従前同様。 (11,228千円)
文化振興基金 青少年育成基金	青少年・文化振興基金	社会教育ソフト系基金を統合。 (100,775千円)
(新設)	高等学校等 入学準備金基金	恵庭市高等学校等入学準備金支給条例の制定に伴い基金を新設する。 (一 千円)
国民健康保険 支払準備基金	国民健康保険 支払準備基金	国保広域化に伴い活用することになる場合に備え存置。 (0千円)
介護給費準備基金	介護給付費準備基金	従前どおり。 (139,547千円)
産業廃棄物処理施設基金	産業廃棄物処理施設基金	従前どおり。 (91,948千円)
墓園基金	墓園基金	従前どおり。 (160,348千円)
駐車場基金	駐車場基金	従前どおり。 (0千円)
土地開発基金	(廃止)	土地の先行取得については、補助金等財源措置があることから、基金の存在意義が薄く、今回廃止する。 現金は一般会計へ、土地は公有財産へ編入する。 H26年度末現金 111,498千円 (0千円)

### 3. 再編のポイント

- 基金から生じる利子等の果実については、すべて基金に編入（果実運用型だったものは積立型に変更）。このことにより、すべて取崩し型の基金となり、財源として活用できるようになる。
- 新設する基金のうち「高等学校等入学準備金基金」及び「特定防衛施設周辺整備調整交付金基金」は、平成27年度中の積立が見込まれることから、改正条例の公布に合わせて年度内に設置。
- 併せて、土地開発基金も年度内（公布日）に廃止。基金に属する土地は基金財産から公有財産に財産区分を変更し、現金は一般会計に繰り入れることで第3回定例会に補正予算を提出。
- 新設する「高等学校等入学準備金」は、寄附を募って基金を造成することから、えにわ・花子さん愛情寄附条例の一部改正も行う。



基金の処分の事由を定める施行規則の規定案

基金の種類	処分の事由
<p>財政調整基金</p>	<p>次に掲げる財源に充てるとき。</p> <p>ア 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合における当該不足額を補うための財源</p> <p>イ 災害によって生じた経費の財源又は災害によって生じた減収補てんのための財源</p> <p>ウ 長期にわたる財源育成のための財産の取得に要する経費の財源</p> <p>エ 緊急に実施を必要とする大規模な土木その他建設事業に要する経費の財源</p> <p>オ <u>経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合における市債の償還の財源</u></p> <p>カ <u>償還年限の満了に伴う市債の償還の財源</u></p> <p>キ <u>償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源</u></p> <p>ク <u>地方税の減収補てん又は財源対策のため発行を許可された市債の償還の財源</u></p>
<p><u>公共施設等管理保全基金</u></p>	<p>1 次に掲げる施設の建物本体及び建物に付帯する設備の大規模な修繕に要する経費に充てるとき。</p> <p>ア 恵庭市民会館</p> <p>イ 恵庭市島松公民館</p> <p>ウ 地区会館</p> <p>エ 恵庭市青少年研修センター</p> <p>オ 夢創館</p> <p>カ 恵庭市黄金ふれあいセンター</p> <p>キ <u>ルルマップ自然公園ふれらんど</u></p> <p>ク 恵浄殿</p> <p>2 <u>公共施設等総合管理計画に基づき行う施設の除却及び機能保全対策に要する経費に充てるとき。</u></p> <p>3 <u>構築物その他の固定資産（建物以外の償却資産であって、土地等に定着して使用するものに限る。）の更新及び除却に要する経費に充てるとき。</u></p>
<p><u>まちづくり推進基金</u></p>	<p><u>水と緑と花のまちづくり推進事業その他市のまちづくり推進事業（他の基金を充てて実施する事業を除く。）に要する経費に充てるとき。</u></p>

<p>特定防衛施設周辺整備調整交付金基金</p>	<p>はしご付消防ポンプ自動車更新整備事業の経費に充てるとき。</p>
<p>廃棄物処理施設環境保全基金</p>	<p>1 廃棄物処理施設に起因する環境被害の未然防止に要する経費に充てるとき。 2 廃棄物処理施設に起因する環境被害の処理に要する経費に充てるとき。</p>
<p>子育て基金</p>	<p>次に掲げる事業に要する経費に充てるとき。 ア 子育て支援のために行う諸事業 イ 地域社会の子育て支援機能の育成強化のために行う諸事業 ウ 子どもの読書活動の推進のために行う諸事業 エ アからウまでに掲げるもののほか、子育て支援のために必要と認められる諸事業</p>
<p>社会福祉事業推進基金</p>	<p>1 次に掲げる事業に要する経費に充てるとき。 ア 在宅福祉等の普及及び向上に資する事業 イ 健康及び生きがいがづくり等を推進する事業 ウ ボランティア活動を推進する事業 エ アからウまでに掲げるもののほか、地域福祉の推進上必要と認める事業 2 福祉施設の建設及び改修に要する経費に充てるとき。</p>
<p>スポーツ振興基金</p>	<p>1 次に掲げるスポーツ施設の修繕及び維持管理に要する経費に充てるとき。 ア 総合体育館 イ 島松体育館 ウ 佐伯武道館 エ 駒場体育館 オ 恵庭中央パークゴルフ場 カ 漁川パークゴルフ場カワセミコース キ 恵庭公園野球場 ク 恵み野中央公園野球場 ケ 恵庭公園庭球場 コ 恵み野中央公園庭球場 サ ふるさと公園庭球場 シ 中島公園庭球場 ス めぐみの森庭球場</p>

	<p>セ <u>あやめ緑地公園庭球場</u></p> <p>ソ <u>恵庭公園陸上グラウンド</u></p> <p>タ <u>福住屋内運動広場</u></p> <p>チ <u>アからタまでに掲げるもの以外のスポーツ施設</u></p> <p>2 <u>スポーツを活かした活力あるまちづくりの推進に関する事業に要する経費に充てるとき。</u></p> <p>3 <u>運動による健康の維持及び増進に関する事業に要する経費に充てるとき。</u></p>
農業振興基金	<p>次に掲げる事業に要する経費に充てるとき又は補助金として交付するとき。</p> <p>ア 農業後継者の育成に関する事業</p> <p>イ 農地の流動化その他農業経営基盤の強化に関する事業</p> <p>ウ 土づくりの推進及び生産性の向上に関する事業</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、農業及び農村の振興上必要と認める事業</p>
青少年・文化振興基金	<p>1 市内に住所を有する個人又は事務所を有する団体が次に掲げる事業を行う場合に補助金として交付するとき。</p> <p>ア 青少年の育成のために行う諸事業への助成</p> <p>イ 青少年の諸活動に対する援助</p> <p>ウ 青少年の海外研修に対する援助</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、青少年の育成上必要と認める事業</p> <p>2 市内の文化団体(サークル、グループ、クラブ及び実行委員会を含む。)等が次に掲げる事業を行う場合に補助金として交付するとき。</p> <p>ア 美術、工芸作品等の展示会</p> <p>イ 音楽、演劇、舞踊等の公演会</p> <p>ウ 芸術文化に関する講演会</p> <p>エ 地域文化の創造及び育成に関する事業</p> <p>オ アからエまでに掲げるもののほか、文化の振興上必要と認める事業</p> <p>3 <u>上記のほか青少年の育成及び文化振興に要する経費に充てるとき。</u></p>
高等学校等入学準備金基金	<p><u>恵庭市高等学校等入学準備金支給条例(平成27年条例第10号)による入学準備金の経費に充てるとき。</u></p>
国民健康保険支払準備基金	<p><u>国民健康保険事業に要する財源が著しく不足する場合における当該不足額を補うための財源に充てるとき。</u></p>

介護給付費準備基金	介護保険給付事業の円滑な実施を図るために要する経費の財源に充てる とき。
産業廃棄物処理施設基金	産業廃棄物処理施設の整備及び維持管理並びに当該施設に起因する環境 被害の防止及びその処理に要する経費に充てる時。
墓園基金	墓園の整備及び維持管理に要する経費に充てる時。
駐車場基金	市債の償還並びに駐車場施設の整備及び維持管理に要する経費に充てる とき。

この基金は、本市が実施する事業に要する経費の財源に充てるための基金として、市長の裁量で次の用途に充てることとする。

介護給付費準備基金	介護保険給付事業の円滑な実施を図るために要する経費の財源に充てる時。
産業廃棄物処理施設基金	産業廃棄物処理施設の整備及び維持管理並びに当該施設に起因する環境被害の防止及びその処理に要する経費に充てる時。
墓園基金	墓園の整備及び維持管理に要する経費に充てる時。
駐車場基金	市債の償還並びに駐車場施設の整備及び維持管理に要する経費に充てる時。

介護給付費準備基金	介護保険給付事業の円滑な実施を図るために要する経費の財源に充てる時。
産業廃棄物処理施設基金	産業廃棄物処理施設の整備及び維持管理並びに当該施設に起因する環境被害の防止及びその処理に要する経費に充てる時。
墓園基金	墓園の整備及び維持管理に要する経費に充てる時。
駐車場基金	市債の償還並びに駐車場施設の整備及び維持管理に要する経費に充てる時。

## 市有地（恵み野北 5 丁目用地）の利活用について

## 1 敷地概要



No.	住所	面積	所有者	簿価	用途地域
1	恵み野北 5 丁目 10-1	18,047.83 ㎡	振興公社	279,322 千円	第一種中高層住居専用地域
2	恵み野北 5 丁目 10-2~5	1,284.85 ㎡	振興公社	66,118 千円	第一種住居地域
3	恵み野北 5 丁目 10-8	3,719.69 ㎡	市	122,780 千円	第一種中高層住居専用地域
	計	23,052.37 ㎡		468,220 千円	

※全区域ともに容積率/建ぺい率：200/60

## 2 経緯

当該用地は、昭和 60 年に市営住宅等の建設用地として市が振興公社に委託して先行取得したものです。昭和 63 年に用地の一部を雇用促進協会へ売却し、集合住宅が建設されましたが、残地については、当初予定していた土地利用の見込みがなく、当該用地買戻し後の利活用を検討した場合、地価の下落などの要因により、簿価割れとなることが予想され、なかなか買戻しを図ることができずいたところでした。

市は当該用地を含め、買戻しのため、振興公社へ約 120 百万円（うち、利息は約 10 百万円）を毎年、一般財源で負担しています。

今後の一般財源負担を軽減するため、振興公社から用地を一括で買戻し、当該用地利活用の方向性を定めることで、売払いに向けて取り進めることとしました。

3 財政負担

恵み野北5丁目用地の買戻し予定として、平成34年度までの8年間で543百万円(元本514百万円+利息29百万円)を支出する予定としていますが、本年度、一括で買戻すことにより支出は約520百万円となり、23百万円の一般財源の負担軽減を図ることができま

す。  
 なお、一括買戻しに係る財源は、財政調整基金を活用する予定です。

4 当該用地利活用の方向性(案)

恵み野北5丁目用地は、総合戦略における「移住定住促進」支援策として位置づけ、子育て世代、若年ファミリー層などを主な対象とした、恵み野らしい住環境整備を目指します。

- ・戸建て住宅を主とした住宅地として活用
- ・地区計画などを活用し、建物の用途制限などを実施

5 宅地開発手法(案)

市が所有する普通財産である土地の売払いにあたっては、「恵庭市普通財産の土地売払い要綱(平成27年6月1日改正)」に基づき、一般競争入札を基本とします。

本用地は、利活用の方向性を踏まえ、今後の恵み野地区のモデルとなる住環境を目指す地区、先導性の高い住宅地として整備を進めます。

このことから、売払い手法は、事業計画の内容により土地買受事業者を決定する「プロポーザル方式」により行うものとします。

6 今後のスケジュール(案)

年次	月	内容
H27	～10月	プロポーザル提案仕様書の作成
	11月	振興公社理事会・評議委員会の開催 第四回定例会へ用地取得・補正予算案について議会提案 プロポーザル公募開始(～2月初旬)
H28	2月	優秀提案者の決定・仮契約 第一回定例会へ用地処分について議会提案

## 恵庭市人口ビジョン・総合戦略骨子（案）について

### 1. 人口ビジョン・総合戦略について

○国からの5つの提案（策定の進め方：人口減少時代の新たな行政革新）

- 1) 分析企画 : 各地域の現状と将来に係る確かな分析
- 2) 調整戦略 : 人口減少の歯止め
- 3) 産官学金労言の参画 : 地域関係者による推進母体、外部人材活力の導入
- 4) 成果の重視 : 数値目標の設定と5年間のPDCAサイクル徹底
- 5) 市町村連携 : 多様な資源・力の結集

### 2. 策定までの主な経過

- ・H27. 4.14 個別提案募集(～4/30)
- ・H27. 4.16 人口ビジョン策定委託(～12/28)
- ・H27. 5.22 転入者アンケート(～6/30)
- ・H27. 5.26,27 第1回庁内調整会議(個別提案精査)
- ・H27. 6. 1 第1回恵庭創生懇談会(個別提案集提示、意見聴取)
- ・H27. 6.22 総合計画特別委員会(概要説明)
- ・H27. 7. 9,10 第2回庁内調整会議(骨子素案精査)
- ・H27. 7.23 第2回恵庭創生懇談会(骨子素案提示、意見聴取)
- ・H27. 7.31 第6回総合計画策定委員会(骨子素案提示、意見聴取)
- ・H27. 8. 6 第4回総合計画審議会(骨子素案説明、意見聴取)

### 3. 恵庭市人口ビジョン骨子（素案）について

- 1) 位置づけ
- 2) 対象期間:45年後の2060年(平成72年)
- 3) 国の長期ビジョン
- 4) 人口等の現状分析
  - ①人口の推移
  - ②年齢別人口
  - ③社会動態(人口移動先、産業別就業者数、学生の就職、女性の就業、転入者と宅地造成等)
  - ④人口動態(合計特殊出生率、婚姻率、出産年齢と多子出産)
  - ⑤交流人口
  - ⑥転入者アンケート分析(転入理由、転入前居住地との比較、居意思、子育て環境、自由意見)
- 5) 将来人口の推移と分析(2060年までの3つのシミュレーション)
- 6) 人口の現状分析等のまとめ

①②③宅地開発に伴う転入者増により、若者の地元就職率が低く、流出するため出生率低下はあるが人口を維持してきた。

⇒ 今後、宅地造成で転入者増と若者の雇用の場を確保して結婚・出生率を増加する「人口減少に負けず、住み続けたいまちづくり」

④⑤若年女性の就職率が低く、生産年齢人口の急速な低下があり、市内総所得が減少傾向

⇒ 女性の雇用の場の確保のため、交通手段や子どもの預かりを含めた支援と高齢者の知恵を活かす居場所の創設による「子育てしたくなるまちづくり」

⑥観光施設整備により交流人口や観光人口が大きく延伸するため、地域性や当市の資源を活用  
⇒ 地域観光資源の活用による「魅力あるまちづくり」

#### 7) 人口の将来展望

##### ①目指すべき将来の方向性

- (1)人がつながり人口減少に負けない魅力あるまちづくり
- (2)安全安心に住み続けたいまちづくり
- (3)恵庭らしさを活かした魅力あるまちづくり
- (4)希望を持って子育てしたくなるまちづくり

##### ②人口の将来展望

#### 4. 恵庭市総合戦略骨子(素案)について

- 1) 目的 : ①目的  
②総合計画との関係
- 2) 対象期間 : ①平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間
- 3) 総合戦略 : ①基本目標  
②数値目標(転入人口、観光・交流人口、女性就業率、若年者就業率、合計特殊出生率)  
③具体的な施策と重要業績評価指標
- 4) 検証体制 : ①効果検証の実施
- 5) 参考 : ①総合戦略の構成の概要(4つの基本目標-21の具体的な施策-70の事業)  
②出産から定住まで切れ目のない支援事業一覧  
③恵庭創生懇談会

#### 5. 上乗せ交付分について

- 1) 上乗せ交付額 : 300億円(国ベース)~10月上旬頃交付決定予定
- 2) 交付対象 : 対象事業及び基準
  - ①タイプⅠ  
交付規模 : 3千万円から5千万円  
対象事業 : しごとづくり、農林水産業資源の掘起し、観光資源の開発、コンパクトシティ等日本版 CCRC含む、小さな拠点、商店街活性化事業等に該当 など先駆性のある事業
  - ②タイプⅡ  
交付規模 : 1千万円  
対象事業 : H27.10.30 までに地域版総合戦略策定(KPI 設定、検証、産官学金労言の組織)
- 3) 恵庭市の対応 : タイプⅡについて応募のため、9月定例会に補正予算提案予定
- 4) 具体的事業 : ①暮らしの情報共有・充実~行政マップICT化推進事業(行政情報・観光・防災)  
②就労促進~女性就業促進連携事業(意識調査)  
③地域資源活用観光振興事業~観光プロモーション(イベント・観光情報)  
④結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援~婚活事業(イベント)

#### 6. 今後の予定について

今後は、パブリックコメント実施や総務文教常任委員会報告により市民の声を反映しながら、政策予算要求取りまとめにおいて各部との調整等を行い、恵庭創生懇談会に報告して策定予定。



## 平成27年国勢調査の実施について

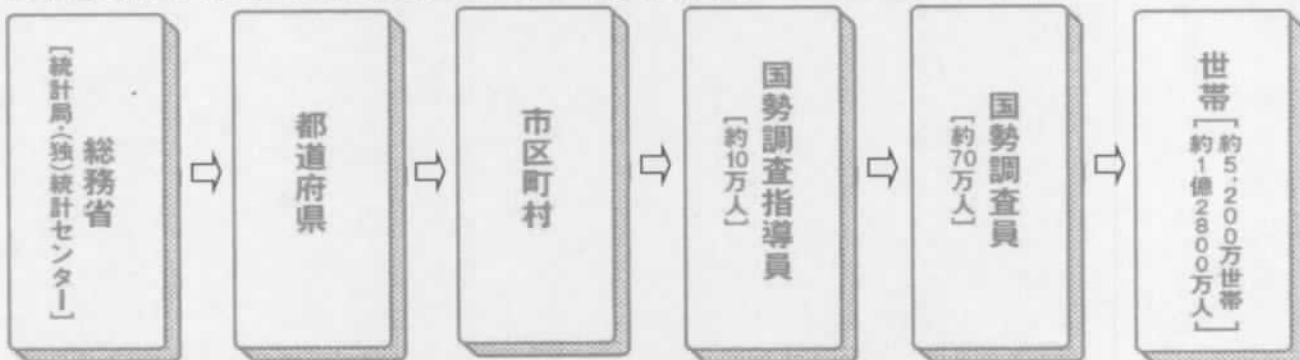
### 【調査の目的】

- ・日本国内に住むすべての人と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査。
- ・国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づいて5年に一度実施。
- ・結果は、福祉施策や生活環境整備、災害対策など、様々な施策の計画策定などに利用。

### 【国勢調査の流れ】

- 1) 今回は、調査票の配布に先行して調査員が各世帯を訪問。
- 2) 「インターネット回答の利用案内」を配布し、一定期間、インターネット回答を受付。
- 3) インターネット回答のなかった世帯にのみ調査票を配布・回収する方法。
- 4) 調査完了後、すべての調査票が総務省(統計局)に集められ、(独)統計センターで集計。

○全国で約 80 万人の指導員(恵庭市 51 人)・調査員(恵庭市 338 人)が任命され、すべての世帯が参加。



※国勢調査指導員及び国勢調査員は、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員。

### 【国勢調査の日程】

1. インターネット回答用 ID を世帯に配布 **9月10日(木)~9月12日(土)**  
 すべての世帯にインターネット回答用 ID を配布。
2. パソコンやタブレット、スマホからインターネット回答 **9月10日(木)~9月20日(日)**  
 配布された「ID・パスワード」を入力し、インターネットで回答。
3. インターネット回答のなかった世帯に調査票を配布 **9月26日(土)~9月30日(水)**  
 インターネットで回答されなかった場合は、後日、紙の調査票を配布。
4. 調査票の提出 **10月1日(木)~10月7日(水)**  
 記入した「調査票」の提出は、調査員に渡していただくか、または郵送していただくことも可能。
5. 調査票の確認・集計  
 調査票の記入もれや記入誤りなどを確認し集計。

### ※調査票の記入・提出の義務

統計法では、正確な統計を作成するために、調査票に記入して提出する義務(報告義務)が定められています。

平成 27 年 9 月 4 日

総務文教常任委員会資料

(企画振興部まちづくり推進)

9

恵みの庭をお散歩しよ♪ 2015

# えにわ・自転車散歩

今年で 5 年目となる  
「えにわ・自転車散歩 2015」。  
今年は無コース・  
ラージコースの 2 コースのみ、  
恵庭近郊の田園風景を楽しみながら  
ゆっくり「散歩」しませんか？

★ラージコース 約 85km

★ノーマルコース 約 56km

問合せ先

えにわ・自転車散歩実行委員会事務局  
(恵庭市企画振興部まちづくり推進課内)

① 0123-33-3131 (内線 2331)

9/6  
(日)

ボランティアスタッフ募集！詳しくは、事務局へお問合せください。



参加費用  
※昼食代・保険料込

大人 3,500 円 子ども (中学生以下) 2,000 円

申込方法

インターネット (スポーツエントリー <http://www.sportsentry.ne.jp>) ・  
電話・FAX (詳しくは別紙申込要領) からお申込ください。

申込期間

7月22日(水)～8月5日(水) ※定員になり次第締め切りとさせていただきます。

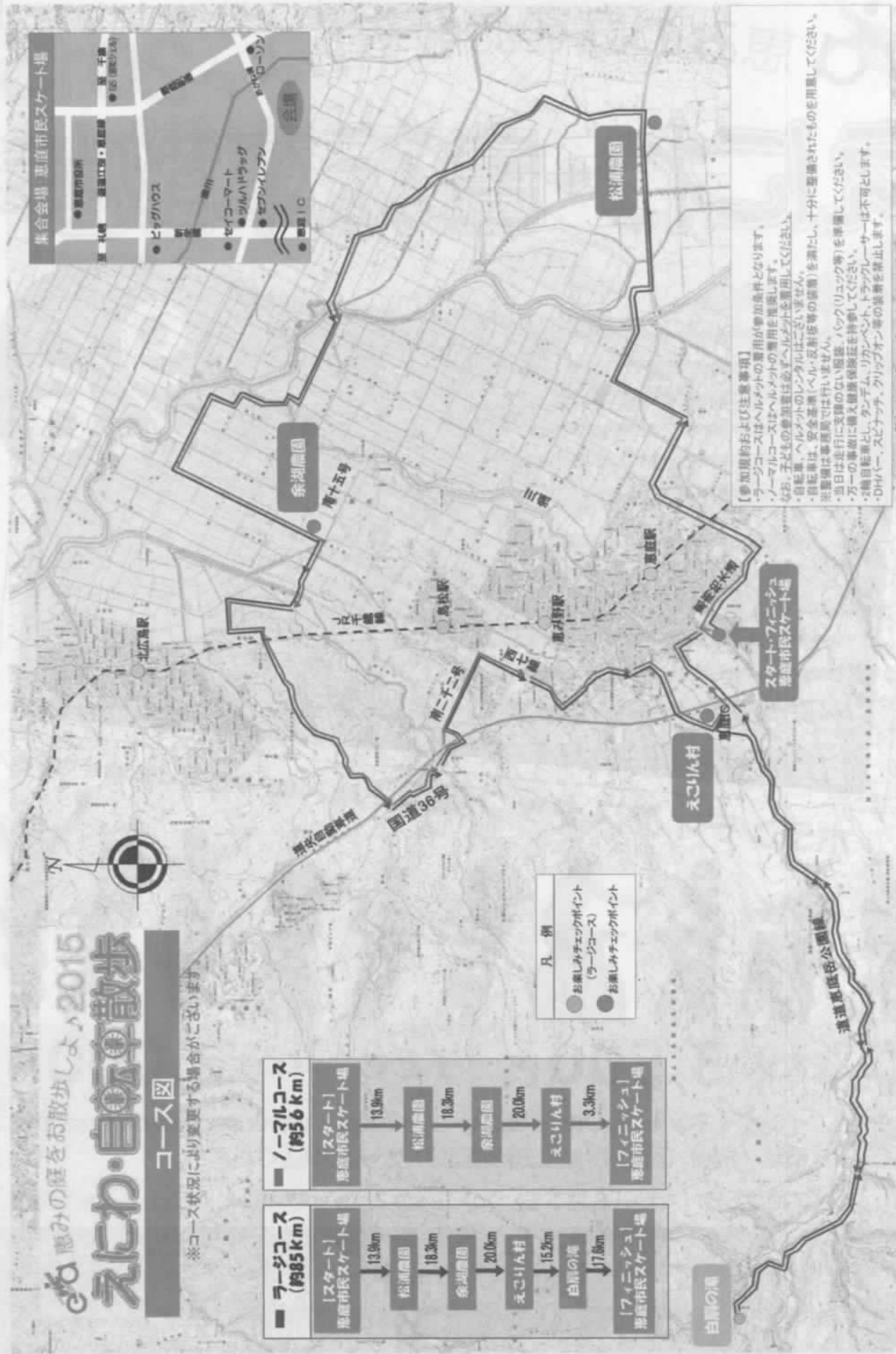
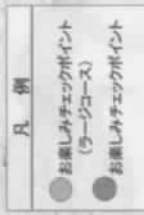
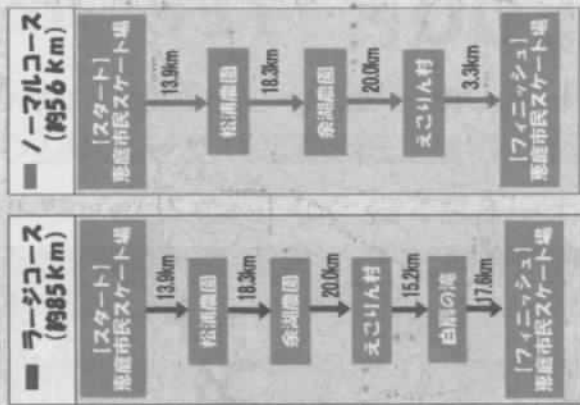
主催：えにわ・自転車散歩実行委員会、恵庭市 後援：(社)シーニックバイウェイ支援センター

協賛：イオン北海道(株)、えこりん村、恵庭温泉ラ・フォーレ、  
サッポロビール(株)北海道工場、(株)堀川北海道事業部、  
松浦農園、山崎製パン(株)札幌工場、余湖農園、(株)ロバパン

# おん 恵みの庭をお散歩しよう、2015 えにわ・自転車散歩

## コース図

※コース状況により変更する場合がございます



**【参加規約および注意事項】**

- ラージコースはヘルメットの着用が参加条件となります。
- ノーマルコースはヘルメットの着用を推奨します。
- なお、子どもの参加には必ずヘルメットを着用してください。
- 自転車、ヘルメットのレンタルはございません。
- 参加者は事前検閲は行いません。
- 当日は天候に支障のない服装(バックリヨック等)を準備してください。
- 万一の事故に備え個人賠償責任を付帯してください。
- DHバー、スピナッチ、クリップオン等の装着を禁止します。

## 「恵庭市空き家・空き地バンク」の見直しについて

「恵庭市空き家・空き地バンク」は、空き家・空き地の有効活用を通じた移住定住促進などを目的に、平成23年12月に設置されたものです。

本年度で設置4年目を迎えますが、通算登録数は30件、うち成約は24件に留まっており、普及促進が課題となっていました。

そこで市では、より多くの市民や移住希望世帯に利活用していただける制度となるよう、制度の趣旨はそのままに、内容を見直しする予定です。

### ■見直し概要

	現行	見直し(案)
名称	恵庭市空き家・空き地バンク	<u>(仮) 恵庭おすすめ移住物件コーナー</u>
物件の種類	空き家の一戸建て住宅 空き地	空き家の一戸建て住宅 新築一戸建て住宅 <u>共同住宅(アパート・マンション)</u> 空き地
売買等の形式	売買・賃貸	変更なし
登録者	空き家・空き地の所有者	<u>登録不動産事業者</u>
手続きの基本的な流れ	手続きが複雑。 ①所有者による申し込み ②登録不動産事業者選定 ③バンク公開申請 ④ホームページ情報入力・公開 ⑤公開終了申請 ⑥(公開終了)	・ <u>月1回、不動産事業者による「おすすめ物件を市が収集、ホームページで紹介</u> <u>(1事業者当たり5件×10社と見込むと、毎月50件の不動産情報が掲載可能となる見込み)</u>
所有者からの相談対応	個別対応の上、登録不動産事業者を紹介	変更なし

### ■実施予定

平成27年10月に「恵庭市移住・定住支援サイト」での公開を目指します見直しにあわせ、「恵庭市空き家・空き地バンク設置要綱」は廃止します。

## 「発達障がい児の通級指導教室」の開設について

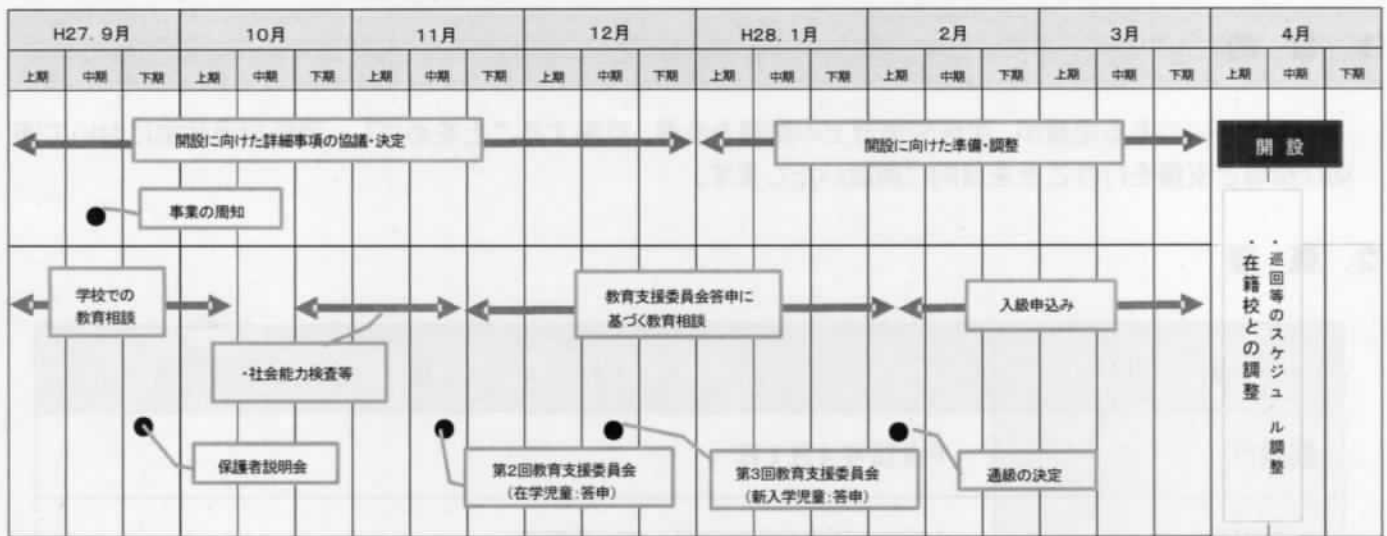
### 1. 目的

発達障がいのある児童が、生活や学習上の課題を改善、克服することをめざし、通級指導教室において適切な指導と支援を行うことを目的に開設いたします。

### 2. 概要

項目	内容
開設日	・平成28年4月1日
対象児童	・小学校の通常学級に在籍している児童 ・通常学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とするLD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥多動性障がい)、高機能自閉症等の発達障がい、その他発達障がいと疑われる児童 ・教育支援委員会から「通級が望ましい」と答申があり、保護者が同意した児童
指導内容	・対人関係の育成や社会的スキルの向上 ・情緒の安定を図るための心理的不適応の改善 ・相互性のあるコミュニケーション能力の向上 ・認知能力の偏りや弱さの改善、概念の習得 ・運動機能の協応性や巧緻性の困難の改善 ・生活のリズムや基本的な生活習慣の形成
指導回数・指導方法	・児童一人につき、概ね、月1回～週2回程度 ・放課後のグループ指導を基本としながら、個別指導も含め、児童の実態に合わせた、きめ細かな指導を行う。
拠点校	・拠点校を「 <u>恵庭市立柏小学校</u> 」とする。
通級形態	・拠点校に通う「 <u>他校方式</u> 」を基本としながら、 <u>可能な範囲で児童の在籍校を訪問する「巡回方式」</u> を加えた恵庭独自の通級形態とする。
関係機関との連携	・北海道特別支援教育センターや北海道文教大学、市子ども発達支援センター等の様々な関係する機関と連携し、指導の継続性や質の向上をめざす。
周知方法	・市小中学校校長会・教頭会、特別支援教育だより「イチャン」、保護者説明会等により、早期に周知を図り、保護者とのスムーズな教育相談、就学指導に努める。

### 3. 開設にむけた今後のスケジュール



# 柏地区生涯学習施設整備事業について

平成 27 年 9 月 4 日  
総務文教常任委員会資料  
(教育部 社会教育課)







## 柏地区生涯学習施設 施設計画の概要

### ■ 計画の基本理念

#### 『 地 育 』

— 次世代を担う子どもたちを地域が育む —

### ■ 基本的な考え方

- 地域の住民や市民の居場所を創る。 <交流機能>
- 子どもひろばや子育て支援センターの子どもの集う場所を創る。 <子どもの居場所機能>
- 図書を通して、地域住民が次世代の子どもたちを育む。 <学習機能>
- 恵庭市の伝統を受け継ぎ、地域の歴史を伝承する場を創る。 <学習機能>
- 柏地区に残された貴重な自然を受け継ぐ。 <学習機能>
- 地域の住民や子どもたちが、武道や軽スポーツができる場を創る。 <運動機能>

### ■ 建築計画の考え方

- ① 本の回廊(長さ 100m)を施設の中心とする。
- ② 本の回廊は各居室と一体的に活用できるようにし、積極的な利用を促す。
- ③ 本の回廊は、地域住民による積極的な運営が求められる。
- ④ 一体的に使うことが望ましい居室(ホール、プレイスペース、クラークルーム)は、敷地南側にまとめて配置する。
- ⑤ 敷地内の貴重な樹木で、可能なものは活用する。
- ⑥ 自然と一体的な利用が望ましい、小規模な居室(緑のカフェ、会議室)は、緑の中に配置する。
- ⑦ 各居室は敷地の自然に溶け込むよう、大規模な形態にならないよう、分節的に配置する。
- ⑧ 駐車場の確保が、課題としてあげられる。

### ■ 建築形態の考え方

- 空間のゆるやかなつながり
- 動きのある空間
- Live Space(隅角部のスペース)
- 街並みのスケールに合わせた建築の分節化
- 軸
- 自然と遊ぶ

## 柏地区生涯学習施設

### ■ 諸室の機能

室名	機能
スポーツ練習場	武道（剣道）1面、軽スポーツ、最大200名収容 ホール遊び対応
更衣室	男15㎡、女19㎡
倉庫（ホール）	ホール、クラークルーム、プレイスペースなどの備品 非常用備品
機械室	設備機器用
事務室	ブックステーション併設、4～6人在室
エントランスホール・風除室	
廊下1	
廊下2	
トイレ1	男、女、多目的トイレ
授乳室	授乳室
クラークルーム	子どもひろば、子ども学習（科学実験）対応
物品庫1	クラークルーム、プレイスペース用
プレイスペース1	子育て支援センター、子どもひろば
プレイスペース2	水飲み場、カフェキッチンを含む
プレイスペースエントランス	
土間（屋外）	通学合宿での使用可能
通用口1	
緑のカフェ	カフェコーナー、児童学習 子どもたちの作品・地域活動の成果の展示
会議室・ミニキッチン	
談話室	
通用口2	
トイレ2	男、女の多目的トイレ
物品庫2	会議室・外部用